

横根就業センター解体工事設計業務委託 特記仕様書

本業務委託は、『公共建築設計業務委託共通仕様書（令和3年改訂）』（以下「共通仕様書」という。）のほか、本特記仕様書に従い実施するものとする。

1 業務目的

本委託業務は、公共施設再編整備計画に基づき行政機能の廃止決定をした横根就業センターの解体に必要な設計図書及び解体工事費積算業務を行うことを目的とする。

2 設計業務に従事する者の資格

受託者は、建築士法に基づく1級建築士の資格を有する者を管理技術者と定め、設計業務に従事させること。

3 業務名称

横根就業センター解体工事設計業務委託

4 施設概要

- (1) 施設所在地 魚沼市横根 2461 番地 1
- (2) 敷地面積 500.00m²
- (3) 構造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建 延床面積 404.04m²
- (4) 本業務委託の発注に際し、事前のアスベスト使用建材等の調査は実施していない。

5 業務にあたっての留意事項

再委託の禁止（委託契約条項を参照）

受託者は、委託業務の処理について、その全部又は大部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者に申請し、その承諾を得たときは、この限りでない。

6 法令の遵守

本設計の実施にあつては、建築基準法、消防法、その他関係法令規則等を確実に遵守すること。

7 官公庁等手続

官公庁等への手続は、全て受託者の責任と負担において行うこととし、設計に計上すること。

8 協議・調整

本委託業務を遂行するにあたり、関係機関との協議調整を行い、その結果を設計に反映させること。

9 提供資料

提供既存図の閲覧は、施設の安全性及び防犯上の支障を考慮し入札参加希望者のみとする。

提供既存図の閲覧を希望するものは、一般競争入札参加申請書の提出時に産業経済部商工課に申し出ること。

(1) 新築工事出来高設計書

一式

10 業務の実施

- (1) 業務の着手に際しては、事前に業務計画書を提出し、監督員の承認を受けること。
- (2) 業務の遂行上必要な資料で、市が所有する資料は原則貸し出しとし、業務完了と同時に返却すること。
- (3) 各成果図書及び書類については、事前に監督員の確認を受けること。
- (4) 成果品は全て発注者の所有とし、発注者の承諾を受けずにほかに公表、貸与又は使用させてはならない。
- (5) 本対象地は、騒音及び振動の規制対象地域であることから工事に際しての必要な措置の検討を行うこと。
- (6) アスベスト含有建材等の使用の疑いがある箇所については、監督員と協議し必要な調査を実施すること。
- (7) 工事実施に向けての工事工程の検討を行うこと。

11 地元関係者との交渉等

受注者は、地元関係者への説明、交渉等は、監督員等が行うものとするが、監督員等から指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉にあたり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

12 土地の立入り等

受注者は、屋外で行う業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、監督員及び関係者と十分な協調を保ち業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。また、第三者の土地への立入りにあたっては、身分証明書を常に携帯しなければならない。

13 安全等の確保

受注者は、屋外で行う設計業務等に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。また、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務等実施中の安全を確保しなければならない。

14 設計図書の作成

- (1) 実施設計書類 1部 (A4版及びエクセルデータで提出)
 - ①アスベスト除去工法の設計資料
 - ②工事費内訳書
 - ③見積書
 - ④数量計算書
- (2) 実施設計図書 1部 (A3版及びPDF、JWWデータで提出)
 - ①特記仕様書
 - ②配置図
 - ③平面図
 - ④その他必要な図面

15 その他

本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議し、その指示に従うこと。